

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

平素は、学校教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本校においては、台風等により京都市に「暴風警報」及び「特別警報」が発令された場合には、下記のような措置を取ります。テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 「特別警報」について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合は、以下の措置を取ります。

- ◆午前0時までに解除になった場合 …………… 5校時（13：50）から授業（給食は中止）
- ◆午前0時現在、特別警報発表中の場合 ……… 臨時休業

※緊急災害時は、学校HPやすぐーるによって対応措置などの情報を配信いたします。

2 「暴風警報」について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ◆午前7時までに解除になった場合 …………… 平常授業
- ◆午前9時までに解除になった場合 …………… 3校時（10：45）から授業
- ◆午前11時までに解除になった場合 …………… 5校時（13：50）から授業（給食は中止）
- ◆午前11時現在、警報発令中の場合 ……… 臨時休業

※緊急災害時は、学校HPやすぐーるによって対応措置などの情報を配信いたします。

※「暴風警報等」が出ると予想される日に、年度初めにご提出いただいた「令和6年度 緊急時の下校（台風）」と異なる対応をする場合は、連絡帳等で担任にお知らせください。

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

平常通り授業を行いますが、気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校HPやスクリーン等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

（特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。）

4 在校中に「特別警報」「暴風警報」が発表された場合、

もしくは「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発表された場合

直ちに臨時休業とし、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととします。その後、年度初めにご提出いただいた緊急時避難対応カードの「②緊急避難に伴う下校方法」の通りに、集団下校もしくは学校待機の対応を取ります。

なお、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置く場合もありますので、ご了承ください。